

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 第8期計画策定のポイント

#### (1) 国の基本指針における第8期計画において記載を充実する事項

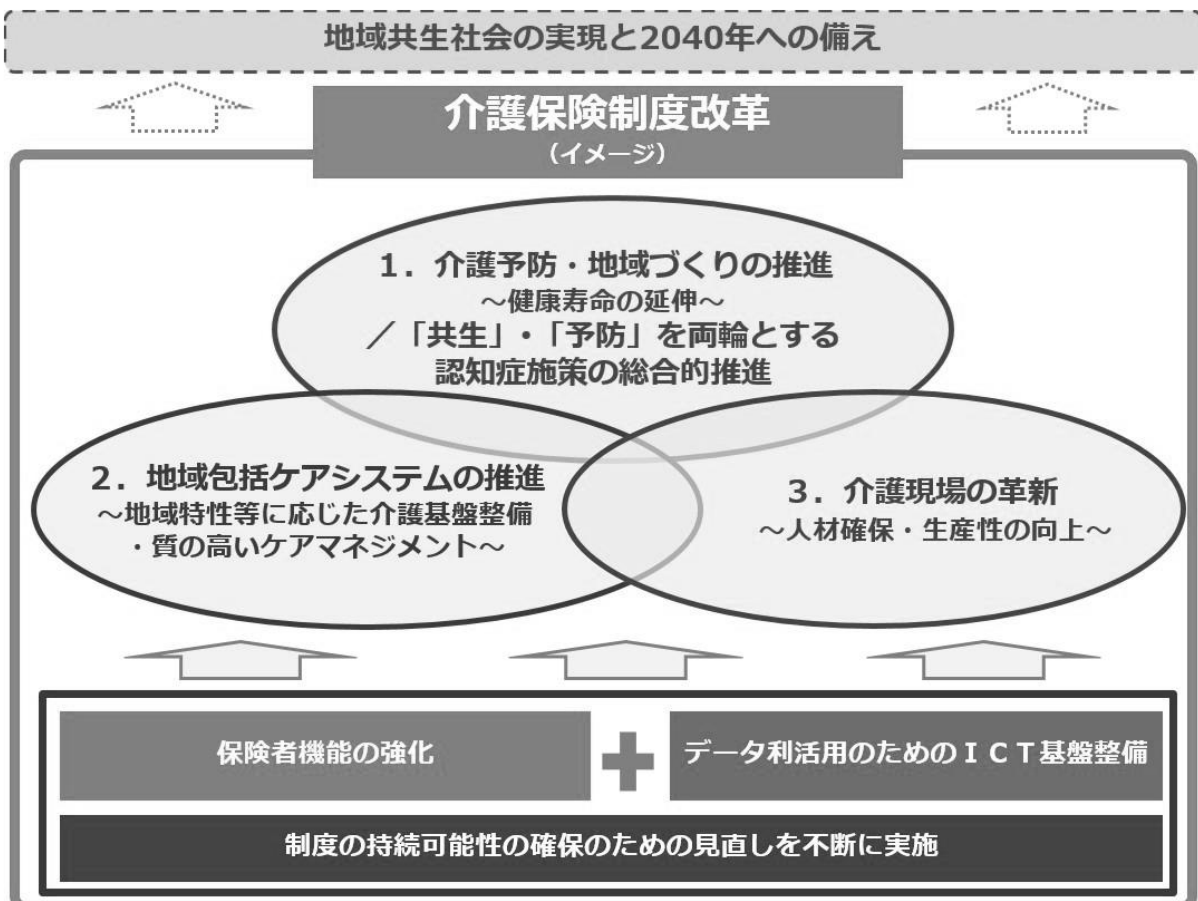
本計画の策定に係る国の基本指針においては、以下の7項目について記載を充実することとされています。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

#### (2) 介護保険制度改定の方向性

国の社会保障審議会介護保険部会においては、介護保険制度改正の全体像として以下のとおり示しています。

#### 【介護保険制度改正の全体像】



## 2 基本理念

# 高齢者が できる限り 住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま

これまで、介護保険や障害福祉、子育て支援等、国は各制度で福祉施策の充実を進めてきました。しかし、従来の「縦割り」のサービス提供体制では、制度の対象でない生活課題や、複合的な課題、多様化・複雑化したニーズへの対応が困難となっています。

そのため、今後は、地域住民が「我がこと」として地域づくりを主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村が地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要があります。

本市では、総合的なまちづくりの指針となる「津山市第5次総合計画」を策定し、「彩りあふれる花開く 津山の創造 ～市民一人ひとりの想いがかなう夢と希望の花が咲き誇るまち～」をめざすまちの姿とし、「健やかで安心できる支え合いのまちづくり」を開花プログラムの1つに掲げています。

加えて、介護保険及び高齢者福祉を含む地域福祉を計画的に推進するために、「第2次津山市地域福祉計画」を策定し、「誰もが健やかで安心できる支え合いのまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として地域福祉の推進を図っています。

本計画では、これらを踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、津山版の地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）の構築を推進します。

また、地域づくりにおいて、市民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することを目的とします。

市民一人ひとりが地域の課題を我がこととして捉え、お互いが支え合いながら、高齢者が地域で健やかに、安心して生活を送り続けることができるよう、「高齢者が できる限り 住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま」を基本理念とします。

### 3 基本目標

#### 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、地域住民、医療及び介護などの様々な主体が連携し、包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築が必要であることから、本市においても様々な取組を推進し、全市及び各地域においての体制整備を進めています。

本計画においては、地域包括支援センターを中核としたネットワークの強化を図るとともに、医療と介護の連携を深め、子どもから高齢者まで一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進していくことにより、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

また、システムを支える人材確保及び資質向上への支援も進めていきます。

さらに、システムの深化に加えて、災害時や感染症への対策を進めて、高齢者にとっても安全な生活環境の整備を推進していきます。

#### 基本目標2 健康づくりの推進

高齢になってもはつらつと暮らしていくためには、高齢者自らが健康づくりに取り組むとともに、その取組への支援が必要です。

本計画においては、日常の食生活、身体活動及び生活習慣に係る支援を推進するとともに、こころの健康についての支援も進め、高齢者の健康づくりを総合的にサポートしていきます。

また、壮年期や若い世代に対しても、自分の健康管理ができるように、健康診査の受診や運動習慣の定着支援を行い、高齢になってもはつらつと暮らせるような健康づくりを推進していきます。

#### 基本目標3 地域支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域ではつらつと暮らし続けるためには、介護が必要な状態とならない、介護が必要となった場合でも重症とならないための、介護予防の取組が重要となります。

加えて、社会的な課題となっている認知症についての施策も欠かせないものです。

本計画においては、介護予防の取組を市民と一体となって進めるとともに、認知症についての理解促進、初期支援及び見守りと家族への支援を推進していきます。

また、様々な相談に対応するための相談窓口の周知及び適切な支援を包括的かつ継続的に行うためのケアマネジメント支援を、関係機関との連携のもとに進めていきます。

#### 基本目標4 高齢者福祉サービスの充実

---

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活の支援に加えて、自身の持つ権利が護られている状態であることが不可欠となります。

本計画においては、高齢者自身及びその家族の生活を支援するための取組を推進していきます。

また、地域包括支援センター及び権利擁護センターを始めとした関係機関と連携を図り、高齢者虐待防止への啓発やチームでの支援体制の強化、成年後見制度の利用促進による、高齢者の権利を守るための取組を推進します。

#### 基本目標5 介護保険サービスの充実

---

本市においての高齢者人口は、令和7（2025）年まで微増傾向になると見込まれ、介護保険のサービスも一定の需要が続くと考えられます。介護予防及び生活支援を進めていくことはもとより、サービスが必要となった方への支援も引き続き必要となります。

本計画においては、本市における介護保険サービスが、持続可能かつ良質なものとして維持できるよう、サービス提供体制の充実と質の向上を図るとともに、介護を必要とする方を適切に認定し、本人が真に必要とする「過不足のないサービス」を適切に提供することができる体制を強化していきます。

## 4 施策の体系

基本理念

高齢者が

できる限り

はつらつ暮らせる

住み慣れた地域で

支え合いのまち

つやま

## 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

- (1) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域共生社会の実現
- (4) 安全な生活環境の整備

## 基本目標2 健康づくりの推進

- (1) 栄養・食生活
- (2) 身体活動・運動
- (3) 歯と口の健康
- (4) たばこ・アルコール
- (5) 健康管理
- (6) 休養・こころの健康づくり

## 基本目標3 地域支援事業の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 包括的支援事業
- (4) 任意事業

## 基本目標4 高齢者福祉サービスの充実

- (1) 高齢者の日常生活支援
- (2) 高齢者の権利擁護
- (3) 福祉施設等の活用

## 基本目標5 介護保険サービスの充実

- (1) 居宅サービス及び施設・居住系サービス確保のための方策
- (2) 地域密着型サービス確保のための方策
- (3) 介護保険事業の円滑な運営